

総務常任委員会会議録

令和3年11月30日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員

説明者 野崎総務部長、皆川人事課長、三澤副主幹、高橋主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
2. 議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

午前11時15分 開会

【黒沢委員長】 それでは、皆様、改めまして、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけども、これより総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件でございます。

議案の内容につきましては、先ほど本会議場で提案説明がございましたけれども、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、本日の案件、議案第71号、議案第72号につきましては、関連する議案でありますので、一括議題とし、討論、採決につきましては個別に行ってまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。早速ではございますが、先ほどの本会議にて提案いたしました議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてと、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。

なお、この2議案につきましては、期末勤勉手当、期末手当の基準日が明日12月1日となっております関係から、本日の審査をお願いするものでございます。

それでは、皆川人事課長からご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 よろしく申し上げます。それでは、議案第71号及び議案第72号について一括してご説明いたします。

初めに、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。人事院勧告を考慮し、社会情勢に即した適正な給与を確保し、均衡の原則に従い、民間給与との格差の是正を図るものでございます。

本年8月10日に人事院が勧告した主な内容は、民間給与調査の結果、月例給については民間との差が小さく、適切な改定が困難であることから改定は行わないとされました。また、ボーナスについては、0.15月分引き下げることというものになっております。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料02議案第72号の5分の3ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。今回の改正は、第1条から第4条までの条立ての改正方法を取っております。改正条例の第1条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第17条第2項の改正は、一般の職員の期末手当の支給率「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、0.15月分引き下げのものです。これによりまして、6月期と12月期を合わせた一般の職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.45月」分から「4.3月」分となります。

また、同条第3項の改正は、再任用職員の期末手当に関する読替規定であります。読替元の一般職の支給率を改めるとともに、再任用職員の支給率を「100分の72.5」から「100分の62.5」に改め、0.1月分を引き下げのものです。

次に、改正条例の第2条関係ですが、こちらも寒川町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第17条第2項の改正は、先ほどの第1条関係で改めた期末手当の支給率の引上げ分を、令和4年度以降は6月期と12月期とで均等にするため、「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項の改正は、第1条関係の改正と同様に6月期と12月期の支給月数を均等にするため、再任用職員の期末手当に関する読替規定を改正するものでございます。

続きまして、タブレット資料の5分の4から5分の5、新旧対照表の2ページから3ページにかけてになりますが、ご覧ください。改正条例の第3条関係は、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第8条第2項の改正は、一般職における期末手当の支給率の読替規定を整理するもので、高度で専門的な知識、経験等を有する特定任期付職員の期末手当の支給率について、「100分の167.5」から「100分の157.5」とし、0.1月分引き下げのものです。

続きまして、改正条例の第4条関係は、こちらも寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第3条関係で改正した特定任期付職員の期末手当の支給率を令和4年度以降は6月期と12月期とで均等にするため、「100分の162.5」と改めるものです。

タブレット資料の5分の5、新旧対照表の3ページをご覧ください。最後に、改正附則でございます。この条例は公布の日から施行といたしますが、第2条及び第4条の規定については、令和4年度以降の支給率を6月期と12月期とで均等にするための改正規定でありますので、第2条及び第4条の規定については、令和4年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。寒川町一般職の給与に関する条例等の一部改正と同様に、特別職の期末手当の支給率を0.15

月分引き下げる改正でございます。

タブレット資料は01議案第71号の4分の3、新旧対照表の1ページをご覧ください。こちらは2条立ての改正条例となります。改正条例の第1条関係、第2条関係共に、寒川町特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の改正ですが、施行日が異なりますので2条立ての改正としております。

まず、改正条例第1条関係でございますが、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率について、現行の「100分の215」を「100分の200」に改めるものでございます。これにより年間の支給月数は「4.3月分」から「4.15月分」となり、0.15月分の引下げとなります。

次に、第2条関係は、ただいま説明した引下げ分を6月期と12月期とで均等にするため、「100分の200」から「100分の207.5」に改めるものでございます。

タブレット資料4分の4、新旧対照表の2ページをご覧ください。最後に、改正附則といたしまして施行日を規定しております。支給率を規定した改正条例の第1条は公布の日から、6月期と12月期とで支給率を均等にするための改正条例第2条は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 2点お聞きします。まず、これは人事院勧告に考慮してということですけど、これに関して人事院勧告に従わなきゃいけないのか、各自治体で裁量があるのかという確認を取りたいと思います。

それと、今回これは給与の関係ということで、職員の労働組合との関係があると思うんですけど、これに関して労働組合とはちゃんと話はできているんでしょうか。

以上です。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 2点ご質問いただきました。1点目の人事院勧告に従わなければいけないのか、また自治体に裁量があるのかというお問合せだと思いますけども、まず人事院勧告につきましては、国家公務員の給与の状況について、民間事業所との給与比較を行った上で、民間の給与を国家公務員の年齢だとか、学歴だとかに置き換えた場合に、どれくらい差があるかといったことで調査をして出すものでございます。こちらにつきましては、国家公務員の給与の勧告なんですけども、基本的には地方公務員についても国に倣うというところがございます。こちらにつきましては、均衡の原則に従って、国、それから近隣自治体、それから民間との給与の均衡を図るという原則になりますので、これについては従うべきものと考えております。裁量につきましては、人事院勧告につきましては、各都道府県でおおむね今回は同じ率で引下げ等については今後行っていく予定なんですけども、自治体によって若干違う部分もありますので、この辺は最終的には各自治体の首長の判断というところになるかと思っております。2点目の組合との交渉につきましては、過日組合とこちらについて話合いを行った結果、双方で合意したということでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず人事院勧告の件ですけど、国家公務員と民間との均衡を図るということでありましたけど、それに関して今の答弁だと、一応従う方向だということですけど、でも、自治体によっては自治体の判断というのがあると聞き取れたんですけど、寒川町として今回は県のレベルでも引き下げているということで、そこに対して合わせているということでもよろしいんですかねということと、あと組合に関して合意したということですけど、これに関して組合との合意というのは、どういう内容で合意されたのかというのは、ここで話ができるでしょうか。お願いします。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 1点目の人事院勧告の各都道府県の動きなんですけども、これについては、47道府県については率が同じということで、実際、率が若干違う自治体はあるんですけども、必ず行う、実施するという点については、おおむねどの自治体でもやられているかと思います。今回寒川町につきましても、人事院勧告については、国が行うということに倣って、国でも人事院勧告については、地方自治体もそれに準拠してもらおうということもありますので、これについては先ほどの均衡の原則にもございますので、それに従うというところでございます。

2点目の組合との合意の具体につきましては、県内につきましても、こちらは同様で、この時期に給与改定を行うということもありますので、組合としては致し方ないといえますか、それについては従うということと、ただ、この改定に当たって国との不利益の差が出た場合には、それについてはしっかりケアしてくれというお話はあったところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 課長が今説明したところなんですけども、補足をさせていただきたいと思います。地方公務員法の中で、情勢適応の原則というのが地方公務員法第14条の中でございます。これは、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないという原則がございまして。これに基づいて私どもとしては今回このタイミングでやっておりますし、組合についてもこの辺を踏まえて合意していただいているということだと思います。

国に倣うという話があったんですけど、今回、国につきましても、衆議院の解散等がありましたので、人事院勧告どおりにやるということは決まっていたんですけど、このタイミングでは給与の引下げを行わずに、6月期に持っていくような流れの中で今調整が行われているということになります。ですので、国に倣うんですけども、私どもとしては、随時、適当な措置を講じなければならないという中で、このタイミングで条例を提案しているということです。課長からありましたけど、神奈川県各市町村全部もどう動くのかなと思いましたが、全市町村がここで提案しているというような状況があります。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 それでは、何点かお尋ねさせていただきます。令和3年度における再任用職員の数と

特定任期付職員の数はどのぐらいの方が在籍したのでしょうか。それと特定任期付職員の職域は、どういう職域に町は採用しているのか、採用に当たっての規定内容はどのような規定に基づいて採用なさっているのでしょうか。

【黒沢委員長】 柳下委員、今の質問は、議案から外れちゃうかなと思うんですけど、それはちょっとどうなのかな。

【柳下委員】 それに基づいてお金が変わるわけだから、だから、その数を教えてください。

【黒沢委員長】 一旦お答えいただけますか。

皆川人事課長。

【皆川人事課長】 会計年度職員の人数について、今手元に資料がなくて申し訳ないんですけども、特定任期付職員につきましては、制度としては設けているんですが、実際のところは今採用はしてございません。職能につきましては、高度な知識、経験というのは、例えば法律的な専門家、弁護士とか、あと医師とかがそういった条件に当てはまると想定してございます。

以上です。

【黒沢委員長】 柳下委員、特定任期付職員の職域の内容については、議案制定のときに説明があったと思うので、ここでの確認はちょっと外れるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

柳下委員。

【柳下委員】 ありがとうございます。では後で、再任用職員の数は把握していると思いますので、それは後ほど教えていただけますか。

【黒沢委員長】 後ほどというか、議決にもしかしたら関わる部分になってくるかと思うので、今答えられないのであれば、後で休憩を取りますから、その間に、すぐ出ますよね、その数は。出ますよね、戻れば。なので、お知らせいただきたいと思います。よろしいですか、柳下委員。

他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて総務常任委員会を再開いたします。

休憩前の質疑に対するお答えをお願いいたします。

皆川人事課長。

【皆川人事課長】 貴重なお時間を空費して申し訳ございませんでした。休憩前のご質問につきましてお答えいたします。まず、再任用短時間につきましては23人、会計年度任用職員につきましては、1年間雇用していない場合もございますので、数字にばらつきがございますので、おおよそ260人前後と捉えてください。なお、今回の給与改定に関する影響額についてお知らせいたします。特別職につきましては約43万円、一般職につきましては2,150万円と捉えております。

以上です。

【黒沢委員長】 柳下委員、答えが出ましたけど、よろしいですか、質疑は。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、他に質疑はございますでしょうか。先ほど確認しましたけども、なしと
いうことですので、以上で質疑を終結したいと思います。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案につきましては、質疑まで終了いたしました。この後討論、採
決の予定となっておりますけども、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 なしでよろしいですか。じゃ、このまま採決に入ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、このまま進めさせていただきます。

それでは、これより討論に入ります。議案第71号、寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改
正について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期
付職員の採用等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回人事院勧告に考慮してということですけど、町民の福祉増進の立場で、コロナ禍の下懸命に努力
している職員のための一時金を下げるというのは、士気の低下につながります。民間給与が下がってい
るからといって、公務員の給与を下げるべきではありません。賃金引下げの負のスパイラルも断つこと
はできませんので、今回に関しましては、今の国民の購買力を高め、経済のエンジンを回すということ
からも、期末手当の減額はするべきではないとして、本条例に反対とします。

【黒沢委員長】 続いて、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を終了いたします。大変にありがとうございました。

午前11時48分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年2月22日

委員長 黒 沢 善 行